

新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて ～令和5年5月8日以降の庁舎等の対応～

感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月8日に変更されることに伴い、庁舎等における感染対策を見直しました。

主な変更点

- ・マスクの着用は、職員も含めて個人の判断とします。
ただし、不特定多数の来庁者や高齢者等の配慮が必要な方への対応を必要とする窓口においては、マスクの着用を推奨しています。
- ・対面カウンターのパーテーションは、アクリル板のみ継続して設置します。
- ・定期的な換気は、継続して実施します。
- ・入口の検温器・消毒液の設置は、継続して行います。

基本的な
感染対策として
実施します



手を洗いましょう



換気をしています



咳エチケットを
お願いします